

須坂市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

2026年（令和8年）4月

1. 目的

須坂市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術的向上一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、須坂市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、2022年度（令和4年度）から2026年（令和8年度）までとする。

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて期間の延長見直しを行う。

3. 位置付け

アクションプログラムは須坂市耐震改修促進計画を補完する施策として位置付ける。

4. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、須坂市全域とする。

5. 取組内容

（1）住宅所有者に対し直接的に耐震化を促す取組

- ・対象区域内の住宅所有者に対して、住宅耐震化の意識啓発及び情報提供を行うためダイレクトメールを送付する。

（2）耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ・市の耐震診断士派遣事業において耐震診断を実施した所有者に対し戸別説明等行う。
- ・耐震診断後、一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して耐震化普及啓発資料の配布等により耐震改修を促す。

(3) 改修事業者への技術力向上等

- ・アクションプログラムを総合的に推進するため、県と連携して所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるよう、講習会の開催及び改修事業者等のリストを作成する。

(4) 市民への周知啓発

- ・耐震改修に係る市の補助制度等について、市の広報やホームページにより広く周知する。
- ・住民を対象とした説明会・セミナー等を行う。
- ・市のリーフレットを作成し担当課窓口を設置する。

6. 2026年度（令和8年度）の実施目標

- (1) 木造住宅耐震診断 20件
- (2) 木造住宅耐震改修 3件

7. 過去の補助実績（過去5年） (単位：件)

年度	2021	2022	2023	2024	2025
木造住宅耐震診断	4	8	8	10	30
木造住宅耐震改修	0	2	0	3	1

8. 実績の公表

当該年度毎にアクションプログラムの取組内容について、毎年度の補助実績をホームページにて公表する。

9. 自己評価

毎年度取組内容から進捗状況を把握し、次年度に向けて見直しを行う。